

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
0406. 10	<p><u>1. モザレラ (Mozzarella) チーズ</u></p> <p>本品は、小さく薄切りにされ香辛料で覆われたもので、 プラスチック製の密封袋にペパロニとともに納められ、正 味重量は 280 g である。チーズとペパロニはワックスペー パーで分離されている。袋には、特大サイズのピザ 1 枚分 の量に調整されたトッピングが含まれ、モザレラチーズ 76%、ペパロニ 22%、香辛料約 1%、カノーラ油及びケイ 酸カルシウム 約 1% からなる。 <u>65 袋が一つの箱に入れられて提示され、外食産業（ピザ 屋）で使用されるものである。</u> <u>チーズとともに提示されるペパロニは、分離して、第 16.01 項に分類される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>1601. 00／1 参照</u></p>	(新規)
1601. 00	<p><u>1. ペパロニ</u></p> <p>本品は、モザレラ (Mozzarella) チーズとともにプラス チック製の密封袋に納められ、正味重量は 280 g である。 ペパロニとチーズはワックスペーパーで分離されている。 袋には、特大サイズのピザ 1 枚分の量に調整されたトッピ ングが含まれ、小さく薄切りにされ香辛料で覆われたモザ レラチーズ 76%、ペパロニ 22%、香辛料約 1%、カノーラ 油及びケイ酸カルシウム 約 1% からなる。 <u>65 袋が一つの箱に入れられて提示され、外食産業（ピザ 屋）で使用されるものである。</u> <u>ペパロニとともに提示されるモザレラチーズは、分離し て、第 0406. 10 号に分類される。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u> <u>0406. 10／1 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
1904. 10	<p>1. 押出しによりカール状に成形されたクリスプスナック製品</p> <p>本品は、主としてひき割りとうもろこしから成り、ひまわり油及びチーズパウダーを添加したものである。チーズパウダーは、バターミルクパウダー、着色料（パプリカ抽出物）及び塩を含有する。</p> <p>ひき割りとうもろこしは、当初 12~13% の水分を含有しているが、必要とする圧力及び高温下において押出し機内で最適な摩擦を得るために、更に 2~6% の水分を添加することにより湿度を与えられる。<u>押し出し</u>をした後、とうもろこしのカール状物は乾燥され、香味付けドラムの中でチーズパウダー及びひまわり油が添加される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	<p>1. 押出しによりカール状に成形されたクリスプスナック製品</p> <p>本品は、主としてひき割りとうもろこしから成り、ひまわり油及びチーズパウダーを添加したものである。<u>このチーズパウダーは、バターミルクパウダー、着色料（パプリカ抽出物）及び塩を含有する。</u></p> <p><u>このひき割りとうもろこしは、当初 12~13% の水分を含有しているが、必要とする圧力及び高温下において押出し機内で最適な摩擦を得るために、更に 2~6% の水分を添加することにより湿度を与えられる。</u>押し出し成型した後、とうもろこしのカール状物は乾燥され、香味付けドラムの中でチーズパウダー及びひまわり油が添加される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3004. 90	<p></p> <p>4. ヒアルロン酸ナトリウムの溶液からなる医薬品</p> <p>本品は、ヒアルロン酸ナトリウムの粘弹性溶液 2ml（ヒアルロン酸ナトリウムを 20 mg 含有）を注射器にあらかじめ充てんし、無菌包装したものである。</p> <p>1ml の等張液（pH 7.3）に、発酵により得たヒアルロン酸ナトリウム 10 mg（1%）、塩化ナトリウム、りん酸二ナトリウム、りん酸二水素ナトリウム及び関節腔に注入するための水を含有する。</p> <p>本品は、膝関節及びその他の滑膜関節の変形性・外傷性の変化による痛みの緩和及び可動性の改善に使用される。本品は、高純度ヒアルロン酸の関節内注入により、滑液の粘弹性を改善する。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p></p> <p>(新規)</p>
3004. 90	<p>5. ヒアルロン酸ナトリウムの溶液からなる医薬品</p> <p>本品は、ヒアルロン酸ナトリウムの粘弹性溶液 2ml（ヒアルロン酸ナトリウムを 40 mg 含有）を注射器にあらかじ</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
3005. 90	<p>め充てんし、無菌包装したものである。</p> <p><u>1ml の等張液 (pH 7.3) に、発酵により得たヒアルロン酸ナトリウム 20 mg (2 %)、塩化ナトリウム、りん酸二ナトリウム、りん酸二水素ナトリウム、マンニトール及び関節腔に注入するための水を含有する。</u></p> <p><u>本品は、膝関節及びその他の滑膜関節の変形性・外傷性の変化による痛みの緩和及び可動性の改善に使用される。</u></p> <p><u>本品は、高純度ヒアルロン酸の関節内注入により、滑液の粘弾性を改善する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p>1. 医療用ガーゼ</p> <p><u>本品は、100%綿製の平織物から製造したもので、白色で、手触りは滑らかであり、重量が 1 平方メートルにつき 15g のものである。縦に半分（見かけ幅 45 cm）に折られた生地 (90 cm × 90 cm) は、小売用に約 1,200 g のロール状になっている。本品は、2 層の紙（一つは青色、もう一つは白色）で包まれている。ラベルによると、ガーゼは病院で使用されるものであり、滅菌されていない。</u></p> <p><u>通則 1（第 6 部注 2 及び第 11 部注 1 (e)）及び 6 を適用</u></p>	(新規)
5704. 90	<p>1. 紡織用繊維製電気カーペット</p> <p><u>本品（長さ 176 cm × 幅 88 cm × 厚さ 6 mm）は、2 層のポリエステル製ニードルルームフェルト、熱源の S 字型抵抗線及び制御装置からなる。抵抗線はポリエステル製の 2 層の間に封入され、縫いされている。表面温度は、2 段階に設定される（低：35 °C、高：45 °C）。取扱説明書及び制御装置の注意書きによると、本品は、やけどの危険性を避けるため、カバーとともに使用されるべきとされている。</u></p> <p><u>本品は、使用者を温めるため、床又は地面に置いて使用するように設計されている。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>通則 1 (57 類注 1) 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>露出面</u></p>  <p><u>制御装置</u></p>	
<p><u>5705.00</u></p> <p><u>1. 紡織用纖維製電気カーペット</u></p> <p><u>本品（長さ 90 cm × 幅 45 cm × 厚さ 1 cm）は、熱源の S 字型抵抗線を 2 層で挟んだもの及び制御装置からなる。</u></p> <p><u>1 層はパイル編物（100%ポリエステル）とポリウレタン製の多泡性プラスチックを結合したものである。もう 1 層はポリエステル製不織布層とフェルトを結合した裏地である。抵抗線はポリエステル製の 2 層の間に封入され、縫いがされている。表面温度は、2 段階に設定される（低：40 °C、高：50 °C）。本品は使用者を温めるため、床又は地面に置いて使用するように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1 (57 類注 1) 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
6210.50	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p><u>露出面</u></p> </div> <div style="text-align: center;">  <p><u>下面</u></p> </div> </div> <p>1. 女子用の衣類</p> <p>本品は、ナイロン100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、フード（スライドファスナー（ジッパー）、プレススタッド及び面ファスナー（ベルクロ）ストリップによって取り外し可能）を有している。すそに絞るための締めひもが付いており、<u>面ファスナー（ベルクロ）ストリップで留める前立て（placket）</u>の下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）により、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。</p> <p>本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら2つの衣類は共に提示される。</p> <p>通則 1（第 11 部注 14、第 59 類注 2(a)、第 62 類注 5 及び 8）及び 6 を適用 6102.30/1 参照</p>	6210.50	<p>1. 女子用の衣類</p> <p>本品は、ナイロン100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、<u>スライドファスナー（ジッパー）</u>によって取り外し可能なフード、プレススタッド、ホック及び環状（ベルクロ）ストリップを有している。すそに絞るための締めひもが付いており、<u>ホック及び環状（ベルクロ）ストリップにより所定の位置に置かれたポケット</u>の下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）で、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。</p> <p>本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら2つの衣類は共に提示される。</p> <p>通則 1（第 11 部注 14、第 59 類注 2(a)、第 62 類注 5 及び 8）及び 6 を適用 6102.30/1 参照</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

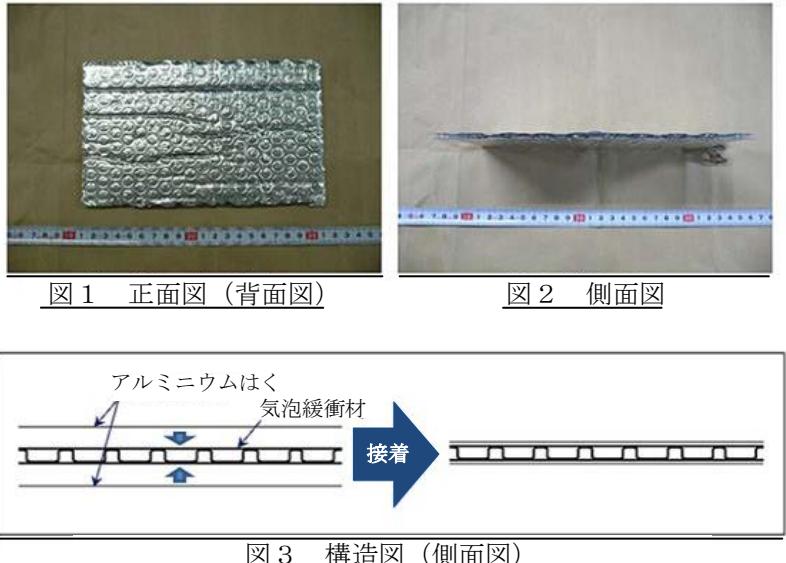
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
<p>7607.20</p> <p><u>1. 積層反射断熱材</u></p> <p>本品（長さ 38.1 m × 幅 1.22 m）は、ロール状で、2枚のアルミニウムはくの外層（厚さ 5 μm）及びポリエチレン製の気泡緩衝材の内層（厚さ 3.1 mm）からなるものである。2枚のアルミニウムはく層及びポリエチレン製の気泡緩衝材の 1 平方メートルあたりの重量割合は、それぞれ 16% 及び 84% である。</p> <p>本品は、使用者の必要に応じて切断され、内外からの放射熱を防ぎ温度を維持するために、建物の壁、天井又は床の内側に設置するよう設計されている。積層されたアルミニウムのはくは、双方向に放射熱を反射し（反射率：97%）、ポリエチレン製の気泡緩衝材は、はくの表面の間に有する空気層により熱伝導を防ぐ。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>		<p>(新規)</p> 

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8466.10	<p style="text-align: center;"><u>1. 伸縮アーム</u></p>  <p>Figure 1: Front View (Back View) Figure 2: Side View Figure 3: Cross-sectional Structure (Side View)</p> <p>Diagram illustrating the structure of the telescopic arm:</p> <p>The diagram shows a cross-section of the telescopic arm. It consists of an aluminum strip (アルミニウムはく) and a cushioning material (気泡緩衝材). The two are bonded together (接着). The diagram is labeled "Figure 3: Cross-sectional Structure (Side View)".</p> <p><u>本品（延長ロッドとも呼ばれる）は、卑金属製で、4mの長さまで延長できる附属品（ツールホルダー）である。本品は、果物の収穫を容易にするためのニューマチック（空気圧）式のレーキや、果樹を剪定するためのニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみやのこぎりに接続して使用するよう設計されている。本品には素早く着脱できる機構及び安全に切り取るための握りを有している。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>8467.19／1、8467.19／2 及び 8467.29／1 参照</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8467.19	 <p>1. ニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみ</p> <p>本品は、太い円柱（ハンドグリップ）にピストンとブレードが組み込まれたもので、使用者の親指及び人差し指により、ピストンを介して押し出される圧搾空気によって作動する。使用中に手で保持するように設計されており、延長ロッド（アーム。伸縮可能なものも含む。）に取り付けることができる。樹木の剪（せん）定に使用される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 	8467.19	<p>1. 空気圧剪（せん）定ばさみ</p> <p>本品は、太い円柱（ハンドグリップ）にピストンとブレードが組み込まれたもので、使用者の親指及び人差し指により、ピストンを介して押し出される圧搾空気によって作動する。使用中に手で保持するように設計されており、延長ロッド（アーム。伸縮可能なものも含む。）に取り付けることができる。樹木の剪（せん）定に使用される。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p> 
8467.19	<p>2. ニューマチック（空気圧）式のレー<u>キ</u></p> <p>本品は、卑金属製で、非回転式の扇形のものであり、オリーブ、アーモンド及びピスタチオの収穫に使用される。本品は、圧縮機からの空気により作動する。本品は、附属品を使用することなく手で操作できるが、通常は、収穫を容易にする延長ロッド（例：伸縮アーム）が取り付けられる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>		(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8466.10／1、8467.19／1 及び 8467.29／1 参照</p>  <hr/> <p>8467.29</p> <p><u>1. 電気式レーキ</u></p> <p><u>本品は、卑金属製の扇形のもので、外部電池または発電機により作動する電動機を内蔵し、オリーブ、アーモンド及びピスタチオの収穫に使用される。本品は、附属品を使用することなく手で操作できるが、通常は、収穫を容易にする延長ロッド（例：伸縮アーム）が取り付けられる。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>8466.10／1、8467.19／1 及び 8467.19／2 参照</u></p>  <hr/>	
	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
		(新規)
8517.62	<p>21. バッテリー式ウェアラブルデバイス</p> <p>本品は、「スマートウォッチ」(長さ 57mm × 幅 37mm × 厚さ 11mm)とも呼ばれ、データの送受信が可能で、手首に着用するよう設計されたものである。本品は、1.63 インチ (41.4mm) のタッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイ、512MB の RAM、4GB の内部メモリー、800MHz のプロセッサー、315mAh の電池、1.9 メガピクセルのデジタルカメラ、スピーカー、2 つのマイクロホン、角速度センサー、加速度センサーからなる。</p> <p>本品は、無線トランシーバーを有し、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、この無線技術によって、携帯回線網用の携帯電話やタブレットコンピューター等の他の機器と無線通信することができる。</p> <p>本品は、一旦ホストデバイスと接続する (paired) と以下の様々な機能を使用することが可能となる：時刻及び日付の表示、音声の記録及び再生、写真と動画の撮影及び保存、アラーム、タイマー、ストップウォッチ、歩数計、本品に直接話しかけることによりホストデバイスを通した本品による電話の発信及び受信、E メールの受信及び閲覧、通知、音声指示による SMS メッセージの送受信、ホストデバイスの音楽再生機能の操作。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
 <p>22. バッテリー式ウェアラブルデバイス</p> <p>本品は、「スマートウォッチ」(長さ 39mm × 幅 33mm × 厚さ 11mm 及び長さ 42mm × 幅 36mm × 厚さ 11mm)とも呼ばれ、データと音声の送受信が可能で、手首に着用するように設計されたものである。1.34 インチ (34mm) 又は 1.53 インチ (39mm) のタッチセンサー式のディスプレイを有し、それぞれ、マイクロホン、スピーカー、加速度センサー、角速度センサー、光電脈波 (PPG) センサー、充電式リチウムイオンポリマー電池、カスタムチップ (プロセッサー、グラフィック、メモリー及び無線通信機能を 1 つのモジュールに集約し、電子部品を保護するための樹脂で覆ったもの) を有する。</p> <p>本品は、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用することにより、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線通信することができる。また、Near Field Communication (NFC) 及び Wi-Fi にも対応している。</p> <p>本品は、一旦ホストデバイスと接続する (paired) と以下の様々な機能を使用することが可能となる：ホストデバイスを通した電話の受信、デジタル音声の録音及び再生、ホストデバイスに保存されたメディア（写真、ビデオ及び音楽）へ</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のアクセス、時刻及び日付の表示、SMS 及び E メールのメッセージの閲覧及び返信、ホストデバイスからの通知表示、NFC 技術を利用した Point of Service (PoS) 支払いシステムの使用、健康とフィットネス情報へのアクセス。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> <hr/>  <p>23. バッテリー式ウェアラブルデバイス</p> <p>本品は、「スマートウォッチ」(長さ 51mm × 幅 36mm × 厚さ 10mm)とも呼ばれ、データの送受信が可能で、手首に着用するよう設計されたものである。1.6 インチ (41mm) のタッチセンサー式のトランスクレクティブディスプレイ、512MB の RAM、4GB の内部メモリー、1.2GHz のプロセッサー、420mAh の電池、加速度計、コンパス、ジャイロ及び GPS を有する。</p> <p>本品は、無線トランシーバーを有し、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線通信することができる。また、Near Field Communication (NFC) にも対応している。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本品は、一旦ホストデバイスと接続する (paired) と以下の様々な機能を使用することが可能となる：時刻及び日付の表示、アラーム、ストップウォッチ、タイマー、歩数計、受信 E メール及び通知の閲覧、あらかじめ決まった返信メールの送信、ホストデバイスの音楽再生機能の操作。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p>  <hr/> <p><u>24. バッテリー式のウェアラブルデバイス</u></p> <p>本品は、「スマートウォッチ」（幅 24mm × 厚さ 10mm）とも呼ばれ、データの送受信が可能で、ブレスレットのように手首に着用するよう設計されたものである。1.4 インチ (36mm) のモノクロディスプレイ、加速度計、高度計を有する。</p> <p>本品は、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離 (10m まで) のパーソナル・エリア・ネットワーク (PAN) 内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線で通信することができる。</p> <p>本品は、一旦ホストデバイスと接続する (paired) と以下の様々な機能を使用することができるようになる：ホストデバイスを通した電話の発信及び受信、受信 E メール及びホス</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	<p>トデバイスからの通知の閲覧、アラーム、日付及び時刻の表示、ホストデバイスの音楽再生機能の操作、ホストデバイスのカメラ機能の操作、歩数計。</p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> 		
8517.70	<p>2. タッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイモジュール</p> <p>本品は長さ 123 ミリメートル × 幅 76 ミリメートル × 高さ 1 ミリメートルの物品で、ある携帯電話に組み込まれるよう設計されたものである。AMOLED モジュールは、電話用の静電容量式タッチセンサー操作パネル及びスクリーンの対角線が 5.3 インチ (134 ミリメートル) で、解像度が 1200 × 800 ピクセルであるディスプレイとして機能する。AMOLED モジュールは、以下のものから成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 物品を保護するためのカバーガラス (強化ガラス) — 上部のガラス層 (セル内の、インジウム・すず酸化物 (ITO) パターンとして形成された透明な導電層を特徴とする。) と下部のガラス層に挟まれた、有機化合物の層から成る、AMOLED ディスプレイパネル — タッチ操作を制御することにより、主要機器 (携帯電話) とディスプレイとの間のインターフェースを提供する、フレキシブルプリント基板アセンブリ 	8517.70	<p>2. タッチセンシティブのアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイモジュール</p> <p>本品は長さ 123 ミリメートル × 幅 76 ミリメートル × 高さ 1 ミリメートルの物品で、ある携帯電話に組み込まれるよう設計されたものである。AMOLED モジュールは、電話用の静電容量式タッチセンシティブ操作パネル及びスクリーンの対角線が 5.3 インチ (134 ミリメートル) で、解像度が 1200 × 800 ピクセルであるディスプレイとして機能する。AMOLED モジュールは、以下のものから成る。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 物品を保護するためのカバーガラス (強化ガラス) — 上部のガラス層 (セル内の、インジウム・すず酸化物 (ITO) パターンとして形成された透明な導電層を特徴とする。) と下部のガラス層に挟まれた、有機化合物の層から成る、AMOLED ディスプレイパネル — タッチ操作を制御することにより、主要機器 (携帯電話) とディスプレイとの間のインターフェースを提供する、フレキシブルプリント基板アセンブリ

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p>通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用</p>  <p>A B</p> <p>A – カバーガラス B – モジュールの背面</p>	<p>通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用</p>  <p>A B</p> <p>A – カバーガラス B – モジュールの背面</p>
8525.80	<p><u>3. 4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ (14 メガピクセル)</u></p> <p>本品は、4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプター（寸法：長さ 29cm × 幅 29cm × 高さ 18cm、重さ：1,160g）に搭載されたデジタルカメラ（14 メガピクセル）であり、ドローン又はクアッドコプターとも呼ばれるものである。無線リモートコントローラー、Wi-Fi レンジエクステンダー及び携帯電話設置台とともに、単一の箱に入れ、小売用のセットとして提示される。</p> <p>Wi-Fi レンジエクステンダーによる操作可能範囲はおよそ 300m で、再充電が必要となるまでの飛行時間はおよそ 25 分間である。操縦者は、製造者が別に提供するプログラム（“app”）を使用し、携帯電話でカメラを操作することもできる。</p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
	<p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> 	
8701.90	<p><u>2. 二軸六輪の不整地走行用自動車（前二輪・後四輪）</u></p> <p><u>本品は、138 馬力のディーゼルエンジンを有し、最高速度 40km/h の不整地走行用自動車である。本品は、高さ 3,048mm、幅 2,514mm、長さ 4,877mm で、自動変速機、一人用の閉じた運転席及び 1 本のけん引車軸を有する（後輪駆動）。ホイールベースが 2,946mm で、タイヤの型が 11R22.5 である。セミトレーラーと接続する第五輪がシャシに取り付けられており、接続時の最大総重量は 36,700kg である。本品は、セミトレーラーをけん引するよう特別に設計されたものである。</u></p> <p><u>通則 1（第 87 類注 2）及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8701.90</p> <p><u>3. 二軸六輪の不整地走行用自動車（前二輪・後四輪）</u></p> <p>本品は、160 馬力のディーゼルエンジンを有し、最高速度 40km/h の不整地走行用自動車である。本品は、高さ 3,200mm、幅 2,464mm、長さ 4,597mm で、3 段階の自動変速機、一人用の閉じた運転席及び 1 本のけん引車軸を有する（後輪駆動）。ホイールベースが 2,794mm で、タイヤの型が 11R22.5 である。セミトレーラーと接続する第五輪がシャシに取り付けられており、接続時の最大総重量は 43,500kg である。本品は主にセミトレーラーをけん引するよう特別に設計されたものである。</p> <p><u>通則 1（第 87 類注 2）及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

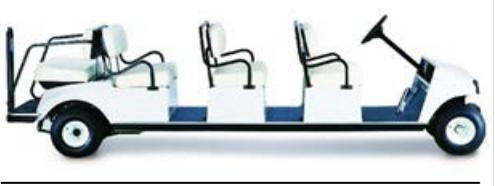
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8703. 10</p> <p><u>2. 電池式電動機（8 個の 6 ボルト電池、3.7 馬力）を搭載した四輪車両</u></p> <p>本品は、高さ 122cm、幅 125cm、長さ 339cm、ホイールベース 250cm で、自動コンピュータ制御式の充電器（直流 48 ボルト、17 アンペア）、自動調整ラックアンドピニオン式ステアリング、二重油圧ショックアブソーバー付きの前部懸架装置（独立リーフスプリング）を装備し、全 4 車輪に機械式ドラムブレーキ及び足踏み式のマルチロック式駐車ブレーキを有する。車両総重量が 681kg、最高速度が 27.3km/h で、小さな車輪が取り付けられ、6 人（運転者を含む。）まで輸送することができる。</p> <p>本品は、道路交通に適さない場所（キャンプ又はレジャー用地、テーマパーク、リゾートホテル、産業用地など）において、特定用途車として使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
8703.10	 <p><u>3. 351cc の単気筒内燃機関 (11.5 馬力) を搭載した四輪車両</u></p> <p><u>本品は、高さ 122cm、幅 120cm、長さ 399cm、ホイールベース 334cm で、12 ボルトの電池、自動調整ラックアンドピニオン式ステアリング、二重油圧ショックアブソーバー付きの前部懸架装置（独立リーフスプリング）を装備し、全 4 車輪に機械式ドラムブレーキ及び足踏み式のマルチロック式駐車ブレーキを有する。車両総重量が 681kg、最高速度が 25.7km/h で、小さな車輪が取り付けられ、8 人（運転者を含む。）まで輸送することができる。</u></p> <p><u>本品は、道路交通に適さない場所（キャンプ又はレジャー用地、テーマパーク、リゾートホテル、産業用地など）において、特定用途車として使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9401.71	<p><u>1. 乳幼児用いす</u></p> <p>本品は、がん具、振動装置及び音声システムを取り付けた金属製フレームを、紡織用纖維製カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、湾曲した底部を有しており、<u>振りいすに切り替えることも可能である。また、揺れないように固定することも可能である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <hr/>	(新規)
9401.71	<p><u>2. 乳児用いす</u></p> <p>本品は、振動装置、音声システム及び取り外し可能ながん具の棒を取り付けた金属製フレームを、カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、乳児が真っすぐに座れるようになるまでの間使用するために設計されたものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9401.71</p> <p><u>3. 乳児用いす</u></p> <p>本品は、プラスチックで覆われた詰物入りの環が、3本の 被覆されたばねによって3本の鉄製の支柱からつるされた ものに、照明装置、音声システム及びがん具を取り付けた もの。支柱は、円形で鉄製の缶状台座に取り付けられて いる。本品は、支えなしに頭を支えることはできるが、歩く ことはできない乳児用に設計されたものである。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9401.71	<p><u>4. 乳児用揺りいす</u></p> <p><u>本品は、プラスチック製取付具を有する、着色された金属製フレームに取り付けられた揺りいすで、床に置いて使用するように設計されたものである。本品は、電池で作動し、6種の異なる揺れ速度に設定可能である。本品は、がん具及び音楽装置を有する。座席部分は詰物がされ、乳児の安全のためにハーネス状のベルトを有している。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <hr/>	(新規)
9405.40	<p><u>1. 発光ダイオード(LED) ダウンライト形状をしたランプ</u></p> <p><u>本品は、実装基板付きのアルミニウム製ハウジング及び熱管理システムからなる。ランプのレンズの背面に 8 個の発光ダイオード（赤色 LED 3 個、黄色 LED 5 個）及びドライバ機器を有する。</u></p> <p><u>本品は、ねじ式基部又は標準的なバイピン基部を有さないが、代わりに、電源に接続するために 2 本の銅製リード線（ライン及びニュートラル）が基部の背面から延びている。</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後	改正前
9617.00	<p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>1. 二重壁ステンレス製真空断熱魔法瓶（直径 75 mm、容量 1.5L）</u></p> <p>本品は、<u>二重壁の間は部分的に空気が抜かれており、伝導や対流による伝熱を防ぐ、真空断熱に近い状態を形成している。熱放射による伝熱は、瓶の内壁及び外壁間のアルミニウム製反射フィルムによって最小化されており、最大限の保温が可能である。</u></p> <p><u>通則 1 を適用</u></p> 	(新規)